

浜松市中央区協議会西地域分科会委員名簿

令和7年5月1日

No.	氏 名	ふ り が な	推薦の方法	所 属 団 体	備 考
1	渥美 香由里	あつみ かゆり	団体推薦	中央区西民生委員児童委員協議会	1 期目
2	荒熊 由美子	あらくま ゆみこ	団体推薦	浜松市人権擁護委員連絡協議会	1 期目 (R7.5月1日から)
3	井嶋 誠	いしま まこと	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	1 期目 (令和7年度から)
4	五十川 智子	いそがわ ともし	団体推薦	一般社団法人 ここみ	2 期目
5	大澤 建雄	おおさわ たけお	団体推薦	浜名漁業協同組合	1 期目 (令和6年度から)
6	片山 幸一	かたやま こういち	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	2 期目
7	加藤 一正	かとう かずまさ	団体推薦	浜松市スポーツ推進委員連絡協議会西委員会	2 期目
8	河瀬 俊夫	かわせ としお	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	2 期目
9	桔川 省悟	きっかわ しょうご	団体推薦	庄内地区自治会連合会	1 期目 (令和7年度から)
10	新村 理恵	しんむら りえ	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	1 期目 (令和7年度から)
11	鈴木 かおり	すずき かおり	団体推薦	篠原地区自治会連合会	1 期目
12	鈴木 幸子	すずき さちこ	団体推薦	入野地区自治会連合会	1 期目
13	田澤 健司	たざわ けんじ	団体推薦	浜松市中央区保護司会西支部	2 期目 会長
14	寺田 佐千代	てらだ さちよ	団体推薦	和地地区自治会連合会	1 期目
15	徳田 嘉彦	とくだ よしひこ	団体推薦	浜名商工会	1 期目
16	中野 幸枝	なかの ゆきえ	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	1 期目 副会長
17	中村 久実	なかむら くみ	団体推薦	とびあ浜松農業協同組合	1 期目
18	中村 重男	なかむら しげお	公 募	公募	2 期目
19	袴田 多恵子	はかまた たえこ	団体推薦	庄内地区自治会連合会	1 期目
20	浜井 卓男	はまい たくお	団体推薦	和地コミュニティ協議会	1 期目
21	御室 福二	みむろ ふくじ	団体推薦	入野地区コミュニティ協議会	1 期目 (R7.1月1日から)
22	宮崎 美恵	みやざき みえ	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	1 期目 (令和6年度から)
23	宮本 一彦	みやもと かずひこ	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	1 期目
24	村上 ひろみ	むらかみ ひろみ	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	1 期目
25	森下 晃司	もりした こうじ	団体推薦	篠原地区自治会連合会	1 期目 (令和6年度から)



中村家住宅

皆の者情一つおるぞ



はままつ 市長

出世大名 家康くん

重要文化財 中村家住宅 浜松市地域力向上事業

場所：浜松市中央区雄踏町宇布見4912-1「中村家住宅」

催し物 開催期間：令和7年5月16日～3月13日

～ 楽しい催し物♪ ～

～リズムヨガ・ペアヨガで健康に♪～

＊世代の垣根を越えてヨガで楽しく交流しよう♪

毎週(金) 13:00～14:00 持ち物：大きめのタオル、飲み物 講師：かずぼん先生



～歴史の寺子屋～ 教科書に載っていない歴史を楽しく学ぼう♪

＊時間内に三部構成ゆえ参加しやすいのじゃ～！

毎月(金) 13:00～15:00 講師：大河ドラマ研究家 ごりんぼう先生



～ぶつぶつ交換会～

《新品》手作り品・雑貨など..

＊譲りたい物と欲しい物を当人同士が合意のもとで交換

年4回 13:00～15:00 注：生もの 壊れ物 中古品 ご遠慮下さい

～日本の文化とハンドメイド～

＊和！は輪！大きなWAだにい～！

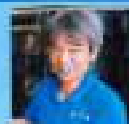
6月13日(金) 13:30～14:30 ハンドメイド作家 媛香



～浜松の魚の話～

＊目からウロコが落ちるほど役に立つ話し

6月20日(金) 13:30～14:30 (株) 海老仙 加茂社長



～シルバー世代の居場所づくり～

＊老後をがんば朗！年を重ねてからの悩みに贈る言葉

9月26日(金) 13:30～14:30 講演家・作家 平田ひろのぶ先生



～みんな遊ぼう♪参加型ライブ♪～

＊心みなぎる歌声でやрмаいかワールドへ♪

11月7日(金) 13:30～14:30 独創性シンガー：nagi



【観覧料】

おとな：200円

高校生：100円

70歳以上：無料

子供(中学生以下) 無料

＊催し物は参加無料

【中村家住宅】

重要文化財 中村家住宅

ココへアクセス！

[http://ja.wikipedia.org/wiki/中村家住宅_\(静岡県\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/中村家住宅_(静岡県))

中村家住宅

浜松市地域力向上事業

詳細はこちら



＊子育て支援の会 ひらがなくらぶ＊ TEL 053-440-4152

よいこに

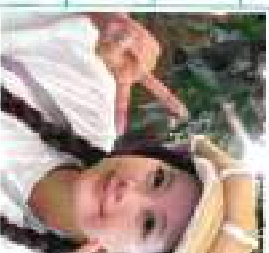


令和7年度 重要文化財 中村家住宅 催し物 年間スケジュール



月	リスムヨガ教室 かすぼん先生		歴史の寺子屋 ごりんぼん先生	ぶつぶつ文庫会	日本の文化と ハットメイ 姫香さん	(株) 海老仙 加茂社長 講演会	平田ひろのぶ先生 講演会	シンガー-nagi 参加型ライブ♪
	開催 時間	毎週(金) 13:00~14:00	年10回(金) 13:00~15:00	年4回(金) 13:00~15:00	年1回 13:30~14:30	年1回 13:30~14:30	年1回 13:30~14:30	年1回 13:30~14:30
5月	16 23 30		23	30				
6月	6 13 20 27		27					
7月	4 11		11	4				
8月	酷暑の為 休止	←	←	←				
9月	19 26		19					
10月	3 10 17 24 31		10 24	17				
11月	7 14 21 28		14 28					
12月	5 12		12	5				
1月	極寒の為 休止	←	←	←				
2月	極寒の為 休止	←	←	←				
3月	13		13					

13(金)



日常で使いやすい
小物作り

20(金)



浜松の魚のお話

26(金)



シルバー世代の
居場所づくり

7(金)



みんなで遊ぼう♪
参加型ライブ♪

舞阪の“美味しい”がぜ～んぶ集まる朝



とれたて
できたて
海の幸

売切御免

えんばい朝市



5月17日★ 5月18日★ 6月15日★

会場 / 弁天島海浜公園 時間 / 7:00-11:00 雨天決行



100名様限定 抽選会開催

朝市に出店する店舗で500円以上のお買い物をした方に引換券をプレゼント
引換券3枚で抽選会に1回参加できます

舞阪の海産物など
朝市のおすすめ商品が当たります



お車でお越しの方は

弁天島海浜公園(無料専用)・朝市協賛センター・朝市小学校グラウンド・乙女園駐車場をご利用ください。台数に限りがございますので公共の交通機関でのご来場がおすすめです。

えんぱい朝市 会場マップ

一社) 舞阪町
観光協会

受付
& 抽選
会場

・イベント案内
・駐車券配布

25 24 23 22

21

飲食スペース

キッチンカー

20 19 18 17

飲食テーブル

16

15

14

13

12

11

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

ご案内
今回
【生しらす】
の販売は
ございません



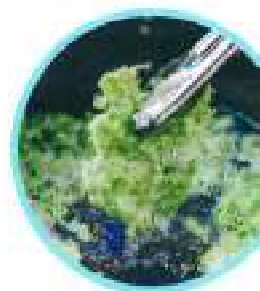
◀ 出入り口は受付前の1カ所のみとなります ▶

5月の出店一覧

- 1 あじとお農場
赤玉葱、黄玉葱
- 2 舞阪夢倶楽部
のり吸物、しらすご飯
- 3 魚秀
おつまみ揚げ、しらす揚天、あげはん
- 4 山正水産
あさり、あさりのみそ汁
- 5 カネサフ竹中水産 **13日のみ**
鰯・真玉つゆの干物、日光・太刀魚のしょうゆ干し、しらす、青海苔
- 6 ジ・オーシャン
プリン
- 7 篠原朝市 **17日のみ**
玉葱、デッコウ、えんどう
- 8 丸吉堀江商店 **18日のみ**
しらす、のり、花かつお
- 9 中末水産
しらす干し、ほっけ、あじ、さば、いか、うなぎ
- 10 浜松三星
ねぎとろ・かつおたたき・鯉切身・珍味
- 11 フードハウス 空
たこ焼き、フランクフルト、焼きそば、レモネード、かき氷
- 12 新八木 **18日のみ**
穴子丼、ちらし寿司、鉄火巻、サラダ巻、鰻六、キンパ

6月15日の
出店一覧は
別チラシにて
発表します

- 13 モアザ
バナナジュース、ガトーショコラ
- 14 山水水産 **16日のみ**
冷凍のり、のりそば、のりうどん、のりコロック、のり天ぷら
- 15 翔友
海鮮フライ、海鮮すし弁当、焼魚、お茶
- 16 はや **16日のみ**
焼きそば、オムソバ、フランク、からあげ、ポテト、かき氷
- 17 榎石川製麺
ポテト・たこ焼き・からあげ・チョコロス・かき氷
- 18 舞阪だんご
焼だんご
- 19 ピッツァなお **17日のみ**
ピザ、ソフトクリーム、ドリンク
- 20 ミコト産業
肉巻のフランク、コットンキャンディ、牛タン串、ロングポテト
- 21 マルタ
からあげ、たこ焼き、かき氷
- 22 浜名っ娘クラブ
しらすコロック、のりコロック、しらす天ぷら、天丼、のり佃煮、しらすごはん
- 23 おやつ工房天禄
たい焼き、だんご、五平餅、チョコバナナ、かき氷
- 24 浜名湖養魚漁業協同組合 **18日のみ**
ねぎまうなぎ・肝串・白焼セット・うなぎにぎり
- 25 浜のレディース
しらすの天ぷら・生のりの天ぷら・生しらすフリッター



出店

自治会活動についてのご案内

あなたの住んでいる地域の自治会は、●●町自治会 1 班 です。

班長は●●（よみかた）さんです。分からないことはいつでも聞いてください。

■自治会とは

自治会は、そこに住んでいる人たちで住みやすい地域をつくるために、大切な活動をしています。例えば、ごみの集積所の維持・管理など地域をきれいに保つことや災害が起こった時にみんなで助け合う活動をしています。

■費用について（集金する月）

- 1) 自治会費（5 月） 4,000 円／年 2,000 円ずつ 2 回分納もできます（5 月,10 月）
- 2) お祭りの寄付、神社関連 ※宗教上、問題がある場合はお申し出ください。
祭典寄付金（10 月 2,000 円以上）
神社寄付金（2 月 2,000 円以上）

3) 募金など

緑の募金（5 月） 木を植えるなど、自然環境をよくするために使います。市役所が集めています。

日赤会費（7 月 500 円以上） 日本赤十字への募金です。震災などの災害時の義援金となります。

赤い羽根共同募金（10 月） 経済的に苦しい人たちのために使います。社会福祉協議会が集めています。

歳末助け合い募金（12 月） 経済的に苦しい人たちのために、年末に特別な寄付を募ります。社会福祉協議会が集めています。

■活動について

- 1) 回覧板を回してください。市役所や地域から大切なお知らせが来ます。受け取った翌日までに順番に回してください。（通常、月に 2 回）
- 2) ゴミ集積所の掃除をしてください。（順番が回ってきます）
- 3) 草刈り等に参加してください。
- 4) 防災訓練に参加してください。
- 5) 夏祭りや秋祭りは、自治会に入っている人は、ビンゴ大会などに参加できます。ぜひ参加してください。

（西行政センター追記）

【問い合わせ先】

浜松市多文化共生センター

電話（053）－458－2170

■役職分担について

自治会活動は住んでいる人たちが交替で役割を分担して活動しています。役割が回ってきたらお願いします。

■年間スケジュール（予定）

	活動	集金
4 月		
5 月	河川堤防草刈	自治会費（4,000 円もしくは分納 2,000 円）、緑の募金
6 月		日赤会費（500 円）
7 月		
8 月		
9 月	敬老会	
10 月	秋祭り	自治会費（2,000 円 分納の場合後期）、 祭典寄付金 赤い羽根共同募金
11 月		
12 月	防災訓練	歳末助け合い募金
1 月		
2 月		神社寄付金（2,000 円）
3 月	津波避難訓練	

Atividades da Associação de Moradores do Bairro 自治会の活動について

Com a colaboração de todos faremos do nosso bairro um local agradável para todos!

■ O que é “*Jichikai*” (Associação de Moradores do Bairro)? 自治会とは

O “*Jichikai*” realiza atividades em conjunto com os moradores para a melhoria das condições de vida, tais como a administração do local da coleta de lixo, controle e manutenção da limpeza do bairro, confraternização com os moradores através do “*Matsuri*” (Festival), competição esportiva e atividades de prevenção contra desastres naturais.

■ Custos 費用について

1. Taxa da Associação de Moradores do Bairro (*Jichikai hi*) 自治会費

(arrecadamento em maio)

ienes/ano Novas inscrições ienes

O dinheiro arrecadado é utilizado da seguinte forma:

- Custos para a prevenção contra desastres (*Jishu bosaihi*)
- Custos com a iluminação do espaço comunitário e dos equipamentos (*Bohan- to no denki ryokin to kigu-dai*)
- Subsídio para a Associação de Crianças (*Kodomokai joseikin*)
- Contribuições financeiras para o Festival do Bairro (*Chiiki no omatsuri*) e Competição Esportiva (*Taiikusai*).
- Subsídio para diretores do *Jichikai* (*Jichikai yakuin no teate*), etc.

2. Taxa de despesa comunitária (*Kyoueki hi*) 共益費

(Arrecadamento em abril, junho, agosto, outubro, dezembro e fevereiro)

.....ienes/mês (.....ienes x 6 vezes)

O valor é destinado para despesas de iluminação, troca de lâmpadas fluorescentes, limpeza/esterilização da tubulação de abastecimento de água, etc.

3. Doações (*Kifukin*) 寄付金

ienes/ano (arrecadamento em maio)

Discriminação

Doação verde (100 ienes): Melhoria ambiental, inclusive plantio de árvores.
Arrecadado pela prefeitura

Cruz Vermelha (500 ienes): Doação para Cruz Vermelha. Usado em casos de calamidades

Pena Vermelha (300 ienes): Doação para pessoas com dificuldades financeiras.
Arrecadado pelo Conselho de Bem-Estar Social

Ajuda mútua (300 ienes): Doação especial de final de ano para pessoas com dificuldades financeiras.

Arrecadado pelo Conselho de Bem-Estar Social

■ Atividades 活動について

- 1) A circular (*Kairan-ban*) contém informações importantes da prefeitura e do bairro, portanto, solicitamos que repassem conforme a sequência determinada. (Normalmente, 2 vezes por mês)
- 2) Solicitamos que façam a limpeza do local da coleta de lixo. (sistema de revezamento)
Participar das seguintes atividades:
- 3) Limpeza de rua e capinação;
- 4) Reunião para designação de cargos e funções do ano fiscal seguinte;
- 5) Reunião geral (abril);
- 6) Festival de verão (julho), competição esportiva (outubro), treinamento para prevenção contra desastres naturais (novembro);
- 7) Ao ser designado como *Hancho*, arrecadar a taxa da Associação de Moradores do Bairro e despesa comunitária.

■ **Programação Anual (2019)** 年間スケジュール

Mês	Atividades	Arrecadação
4 Abril	Reunião geral	Taxa de despesa comunitária
5 Maio	Limpeza de rua	Taxa de Associação de Moradores do Bairro, Doações
6 Junho	Capinação (conjunto habitacional)	Taxa de despesa comunitária
7 Julho	Capinação (parque), Festival de verão	
8 Agosto	Festival de fogos de artifícios (<i>Sanaruko</i>)	Taxa de despesa comunitária
9 Setembro	Limpeza de rua	
10 Outubro	Capinação (conjunto habitacional), Competição esportiva	Taxa de despesa comunitária
11 Novembro	Treinamento para prevenção contra desastres naturais	
12 Dezembro		Taxa de despesa comunitária
1 Janeiro	(Cerimônia de maioridade)	
2 Fevereiro		Taxa de despesa comunitária
3 Março	(Plano de ação para limpeza do <i>Sanaruko</i>)	

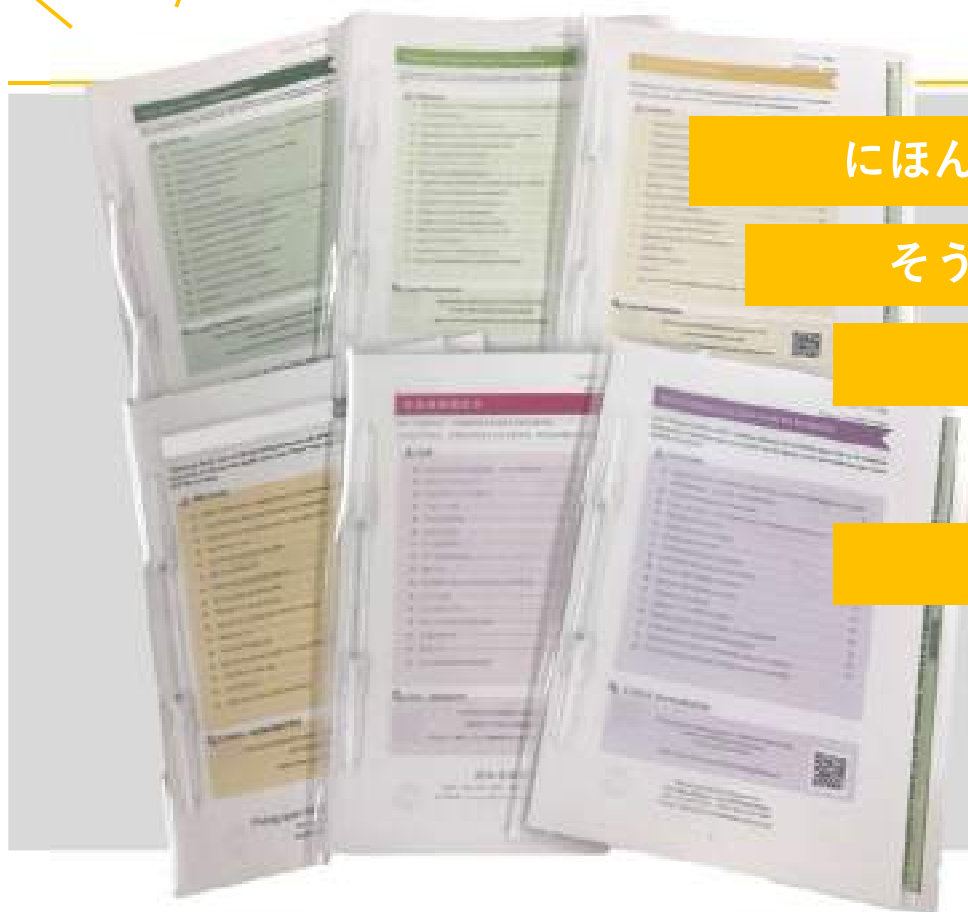
はままつし
浜松市

じょうほう
のくらしの情報

がいっぱい

ウェルカムパック

WELCOME PACK



にほんごのべんきょう

そうだんするところ

くるまのルール

がっこう

ごみのだしかた

ぜいきん

じしん

じちかい

ウェルカムパック を インターネット で みる



English
(英語)



Português
(ポルトガル語)



Tiếng Việt
(ベトナム語)



にほんご
やさしい日本語



Filipino
(フィリピン語)



Español
(スペイン語)



中文
(中国語)



ごみのだしかた

はままつし こくさいか
浜松市 国際課

TEL: 053-457-2359 / kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ようこそ浜松市へ

この“ウェルカムパック”は、浜松でのくらしに必要な情報が書いてあります。

浜松市に来た皆さんが、このパックを便利だと思ってくれたら、うれしいです。

コンテンツ

- ◆ 浜松市多言語生活情報サイト カナル・ハママツ..... 2
- ◆ 浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター... 3
- ◆ 浜松市外国人学習支援センター U-ToC（ユートック） 4
- ◆ 子どもを学校に通わせましょう..... 5
- ◆ 日本の交通ルール..... 6
- ◆ 地震が起きたら..... 9
- ◆ 防災ホットとメール 11
- ◆ 自治会はこのような活動をしています 12
- ◆ マナーを守りましょう 13
- ◆ 犬猫の飼い主の方へ..... 15
- ◆ ごみの出し方..... 17
- ◆ ごみを減らすことやリサイクルに協力してください..... 18
- ◆ 住民税について 20
- ◆ 軽自動車税について..... 22
- ◆ 心の健康の相談 25
- ◆ 浜松市外国人雇用サポートデスク..... 26
- ◆ 市役所の近くの施設が書いてある地図 27
- ◆ 緊急時の対応..... 28
- ◆ 連絡先..... 29

カナル・ハママツ

浜松市の情報をいろんな言葉で書いてあるサイト
「カナル・ハママツ」も見てください
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/>



浜松市国際課
TEL: 053-457-2359 FAX: 050-3730-1867
E-mail: kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
(作り直した年：2025年)

は ま ま つ し た げ ん ご せ い か つ じ ょ う ほう 浜松市多言語生活情報サイト カナル・ハママツ

は ま ま つ し た げ ん ご せ い か つ じ ょ う ほう
浜松市のくらしの情報が、インターネットでわかります！

- ゴミは、どのように捨てる？
- 地震が起きたらどうする？
- 子どもが生まれたらどうする？
- 日本語を勉強したい など



CANAL HAMAMATSU」で検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/>



はままつしたぶんかきょうせい

浜松市多文化共生センター

はままつしたぶんかきょうせいのうごうそうだん

浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター

がいこくじん しょうだん ちいき いっしょに くらしていくための てつだいを します。

はままつしちゅうおうく はやうちょう
浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4階

TEL: 053-458-2170

Email: info@hi-hice.jp

時間: 9:00~17:30

休み: 12月29日~1月3日、

クリエート浜松が 休みの日

<https://www.hi-hice.jp/hmc/>



Web サイト



facebook

◆ 相談が できます

- いろいろな 言葉で、相談が できます。相談は無料（¥0）です。
（日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、
韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、フランス語、ロシア語）
- 在留資格（ビザ）の相談や、弁護士との 相談、行政書士との 相談も できます。（日が 決まっています）
- いろいろな 言葉で、大切な 情報を 伝えます。 いろいろな 人と 交流する イベントの 情報も 伝えます。

◆ 災害（地震や 台風など）のときに 困らないように 準備します

- 大きな 災害が 起きたとき、必要な 情報を いろいろな 言葉で 伝えます。
- 災害の ときに こまらないうちに、訓練を します。



◆ 地域で 一緒に くらす てつだいを します

- みんなが 暮らしやすいまちに するため、自治会（13ページ）などの 地域の 活動を てつだいます。

◆ 外国人のことを 理解する 勉強を します

- 外国人を 助ける人のために、勉強する会を します。
- 学校で 外国人が 自分の国のことを 話したり、交流したり します。

◆ 多様性を生かしたまちづくり

- いろいろな 外国人が 集まって、浜松市を 元気にする活動を行います。



◆ 外国人のことを 理解する 活動を てつだいます

- 浜松市で 活動する グループなどの てつだいを します。

はままつしたぶんかきょうせい 浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンターは、
はままつし 浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に仕事をお願いして、開いています。

公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

TEL: 053-458-2170 URL: <https://www.hi-hice.jp>

はままつしがいこくじんがくしゅうしえん 浜松市外国人学習支援センター U-ToC (ユートック)

外国人が 日本語を 勉強することを、手伝うところです。

はままつし ちゅうおうく ゆうとうちゅうう ぶみ
浜松市中央区雄踏町宇布見 9 6 1 1 - 1

TEL : 0 5 3 - 5 9 2 - 1 1 1 7

Email : info@hi-hice.jp

時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

休み : 土曜、日曜、祝日

<https://www.hi-hice.jp/u-toc/>



Web サイト

◆ 日本語教室

- U-ToC の日本語教室は、浜松市に住んでいる外国人のための教室です。生活に役に立つ日本語が勉強できます。16歳以上の人が勉強できます。
- クラスは、1年間で中級まで勉強するクラスと、読み書きのクラスがあります。
- 日本語で交流できるクラスもあります。



◆ 外国と関わりのある子どもや若者の手伝い

- 外国人の子どもが、学校に行くことを手伝ったり、若い人が将来を考えることを手伝ったりしています。

◆ 地域の日本語教室の手伝い

- ボランティアで日本語を教えているグループの手伝いをしています。



◆ 日本語教室で手伝う人を増やす勉強会

- 浜松市の日本語教室で手伝う人を増やすために、勉強会をしています。

はままつしがいこくじんがくしゅうしえん
浜松市外国人学習支援センターは、浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に

仕事をお願いして、開いています。

公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

TEL : 053-458-2170 URL : <http://www.hi-hice.jp>

子どもを学校に通わせましょう

子どもを学校に通わせましょう！ 子どもには教育を受ける権利があります。

日本では、6歳から15歳の子どもの親は、子どもに教育を受けさせることが決まっています。
浜松市内には、浜松市立小中学校、私立小中学校、外国人学校などがあります。

※詳しくは、それぞれの問い合わせ先に聞いてください。

浜松市立小中学校

- 日本語で日本の教育をします。
- 学校での勉強に慣れるために、母語を話す人が手伝っています。
- 教育委員会で、手続きが必要です。

◆ 問い合わせ先

浜松市教育委員会 教育支援課

住所：浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松 7階

TEL：053-457-2429

私立小中学校

- 日本語で日本の教育をします。
- 授業を受けるのにお金が必要です。

◆ 私立小中学校に問い合わせてください。

外国人学校

- 主に、南米の国の外国人が対象です。
- ポルトガル語やスペイン語で勉強します。
- それぞれの学校が決めた勉強をします。日本の学校とは違う勉強をします。
- 授業を受けるのにお金が必要です。

◆ 問い合わせ先

→ ムンド・デ・アレグリア TEL：053-482-7666

浜松市中央区雄踏町宇布見9611-1

→ 伯人学校イーエーエス浜松 TEL：053-540-2037

浜松市中央区半田山二丁目24-3

→ エスコーラ・アウカンセ TEL：053-543-6280

浜松市中央区富塚町3002-3

→ ラピス・デ・コル TEL：080-4222-2057

浜松市中央区石原町611

※どの学校も授業料以外に、お金が必要です。

浜松市国際課

TEL:053-457-2359 FAX:050-3730-1867

にほん こうつう 日本の交通ルール

■ 自動車運転するには

◆ 運転免許証

日本で、有効な自動車の運転免許証を持っていることが必要です。

住所や名前が変わったときは、近くの警察署に行ってください。

運転免許証に書いてある住所や名前を変える必要があります。



- 外国の運転免許証を持っていない場合
 - ・ 日本の運転免許試験に合格し、免許を取る必要があります。
 - ・ 試験に合格するために、自動車学校などに通う人が多いです。
- 外国の運転免許証を持っている場合
 - ・ 手続きの紙を書いて、日本の運転免許試験・確認に支障がなければ免許証がもらえます。
 - ・ 詳しくは警察署や静岡県警察本部（29ページ）に聞いてください。

◆ 保険

- ・ 自動車を運転するためには、有効な車検（自動車が法律に合っているかどうか調べること）を定期的に受ける必要があります。
- ・ 「自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）（自動車やオートバイを運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける制度）」に必ず入らないといけません。法律で決まっています。
- ・ 「自賠責保険」に加えて、「任意保険」も入りましょう。「自賠責保険」だけでは、事故の相手に払うお金が足りないことが多いです。

◆ 自動車の登録

- ・ 自動車は、登録をしなければ運転することができません。登録をするには、自動車を保管する場所がないといけません。保管する場所があることを警察署に申請して、証明してもらう必要があります。

◆ 自動車税

- ・ 車検や、新しい自動車を買うときに重量税を払う必要があります。その他に、自動車税を払う必要があります。4月1日に自動車を持っている人の住所に、自動車税の支払いのお知らせが毎年届きます。5月31日までに払ってください。（新しい自動車を買うときは、買うとき）

■ 交通ルール

◆ 基本的な交通ルール

- ・ 信号機（色）と道路標識にしたがってください。
（黄色：止まれ、赤色：止まっている、青色：進んでよい）
- ・ 進む方向だけでなく、右や左をしっかりと見て、安全を確認してください。
- ・ 歩く人は右、自動車や自転車は左を通ります。
- ・ 道路では、歩く人が優先です。

◆ 自動車、オートバイ、自転車の基本的な交通ルール

- ・ 自分だけではなく、周りの歩く人や自動車の安全も考えて、運転しましょう。
- ・ 「止まれ」の標識があるところは、必ず白い線の手前で止まってください。
そして、右や左が見えるところまでゆっくり進み、周囲を確認してください。
- ・ 暗いところでは、ライトをつける必要があります。
- ・ お酒を飲んだら、運転してはいけません。
- ・ 横断歩道を渡ろうとしている人や自転車がいたら、必ず止まらないといけません。
- ・ 自動車に乗ったら、すべての席でシートベルトを締める必要があります。
- ・ 0歳から5歳の子どもを自動車に乗せるときは、
身体にあったチャイルドシートを使用する必要があります。
- ・ 運転をしているときは、携帯電話で話したり、
スマートフォンを操作したり、カーナビゲーションをずっと見たりしてはいけません。
- ・ オートバイに乗るときは、必ずヘルメットをかぶってください。自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶりましょう。



◆ 交通事故のとき

- ・ 交通事故を起こしたときは、安全な場所に自動車を移動させて、エンジンを切ってください。事故が続けて起きることを防ぐためです。
- ・ けがをした人がいる場合は、まずは、けがをした人を助けてください。そして救急車（119番）を呼んでください。
- ・ 必ず警察（110番）にも連絡し、交通事故の場所や、けがをした人の数、状況を言ってください。そして警察から指示を受けてください。
- ・ 自分で救急車（119番）や警察（110番）に連絡できない場合は、近くの人に助けを求めてください。

※交通事故の場所から絶対に離れないでください。（ひき逃げと判断されます）

友人や通訳を呼ぶのは、警察が交通事故の場所に来てからにしてください。



警察（事件・事故） ☎ 110番

救急車（けが・病気） ☎ 119番

◆ 日本の道路標識などの例



■ 信号機

信号機を無視すると、大きな事故になります。
必ず信号機にしたがってください。
(夜でも必ずしたがう)



■ 進入禁止

一方通行の出口です。車は進めません。



■ 踏切警報機

音が鳴ったら、進んではいけません。
電車が通るのを待ちましょう。



■ 一時停止

道路の停止線の前で必ず止まってください。
そして、安全であることを確認してください。

※自分の国の道路標識に似ていても、意味が違います。運転する前に、確認をしてください。

※日本の交通ルールは、これだけではありません。日本の交通ルールをしっかりと勉強して、覚えてから、運転するようにしてください。

地震が起きたら

強いゆれや長いゆれを感じたときは、まず体を守りましょう。そのあとすぐに津波から逃げましょう。

■ 何をするのか？

◆ 地震のゆれから体を守る

- 机の下に入って、落ちてくる物から頭と体を守る。
- 家具の近くに行かない。安全なところで頭と体を守る。
- ゆれているときは、無理して火を消しに行かない。（台所など）
- 外に逃げるための道をつくる。（玄関のドアや、外に出ることができる窓を開ける）

◆ 津波から逃げる

- ゆれなくなったら、高いところに逃げる。
→ 強いゆれや長いゆれ（1分以上）の場合、津波警報が出ていなくても逃げる。
- できるだけ、高いところに逃げる。（津波避難施設や高台など）
- 家にいないときでも、津波から逃げる。
→ 地震が起きる前から、家族で逃げる場所を話し合っておく。（家から逃げる場所、学校から逃げる場所、職場から逃げる場所）
- 津波警報が終わるまで、家に帰らない。

■ 緊急地震速報＜大きなゆれが起きることを知らせるお知らせ＞

ゆれが始まる数秒前に、お知らせがある場合があります。

お知らせは、テレビやラジオ、携帯電話などで流れます。

■ 場所や場合によって、気を付けること

まちなか

◆ 店の中

- かばんやかごで、頭を守る。
- 売り場から離れる。壁の近くに行く。
- あわてて外に出ない。店の人の言うことを聞く。

◆ エレベーター

- すべての階のボタンを押す。止まった階でエレベーターから降りる。
- 地震が起きたあとは、エレベーターを使わない。

移動しているとき

◆ 道を歩いているとき

- 倒れやすいものから離れる。(壁や柱、自動販売機など)
- 落ちてくるものに気を付ける。(割れたガラスや、看板など)
- 強い建物の中に入って、落ちてくる物から逃げる。

◆ 車を運転しているとき

- 車を左側によせて、ゆっくりとめる。
- ゆれなくなるまで、外に出ない。
- 車のかぎをつけたまま、車から離れる。歩いて逃げる。(車検証は持っていく)

◆ 電車やバスに乗っているとき

- つり革や手すりに、しっかりとつかまる。
- 係の人の言うことを聞く。

そのほか

◆ 学校

- 先生の言うことを聞く。
- 津波警報が終わるまで、家に帰らない。子供の親も、子どものところに行かない。

◆ 山

- 崩れそうなところから、すぐに離れる。(がけや川の近くなど)

◆ 火事

- 火が近くにきたら、広い道を通して、大きな公園や広場に逃げる。

ぼうさい 防災ホットとメール

「浜松市防災ホットとメール」は、登録した人に緊急の情報（地震や台風、避難についての情報）などが、メールで届くサービスです。

登録は無料（¥0）です。（登録案内の「利用規約」を見てください。）
ぜひ登録してください。

届く情報

- ◆ 緊急情報
 - 地震や台風、大雨などの情報
 - 危ないことを知らせる情報など
- ◆ 環境情報
 - 空気が汚れているときの情報など

※他の情報（日本語のみ）も追加できます

登録のやり方

下の URL または二次元コードからホームページにアクセスし、登録してください。
URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/disaster/hotmail.html>

二次元コード



※使うときの注意

- 防災ホットとメールは、市からの情報を受けるだけのサービスです。メールへの返信はできません。

質問・問い合わせはこちらへしてください。

登録について（サポートセンター）

パソコン：<https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq>

携帯電話：<https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq/m>

TEL：0120-670-970（平日の9：00～18：00）

防災ホットとメールについて：浜松市 危機管理課

TEL：053-457-2537（平日の8：30～17：15）

FAX：053-457-2530

メール：bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

自治会はこのような活動をしています

自治会は、それぞれの地域に住む人々による団体です。「安全で、明るく住みよい町づくり」のために地域に住む人々が力を合わせて活動しています。

安心・安全・明るく楽しく美しいまちをつくりましょう

◆ 防災活動・お互いに助け合う活動

- 地震などの災害にそなえ、自分たちの命は自分たちで守るための活動に力を入れています。
- 災害が起きたとき、自治会は大きな役割を果たしています。
- 地震や災害にそなえ、防災訓練をしています。防災用品を買っています。

◆ 犯罪を防ぐための活動

- 夜の道でも安心して歩けるように、自治会が電気を付けたり、管理したりしています。

◆ 環境を良くする活動

- 地域の道や、公園などの掃除をしています。

◆ ごみを捨てる場所の管理

- ごみを捨てる場所をつくるように、市にお願いしています。
- ごみを捨てる場所は、地域のみんなで使います。
- ごみを捨てる場所は、地域のみんなが順番に掃除をしています。

◆ 資源ごみを集める活動

- 空き缶や新聞紙、びんなどを、地域の家から集めます。
- 少ない資源を、もう一度使えるようにしています。

◆ 子ども会・老人会などの活動

- 地域の団体（子ども会、老人会など）を育てたり、助けたりしています。

◆ 文化活動

- 地域の人たちが仲良くなるために、誰でも気軽に参加できるイベントをしています。
(体育祭、文化祭、盆踊りなど)

マナーを守りましょう

浜松市で快適で良好な生活環境を確保する条例（市民マナー条例）

■ 皆さまへのお願い

浜松市では、みんなが暮らしやすくなるために、5つの迷惑な行動を禁止しています。

これは、浜松市のきまりで決まっています。

マナーは、ほかの人から言われるから守ることはありません。

自分がされて、嫌だと思ふことは、絶対にしないでください。

■ 市民マナー条例で禁止している、5つの迷惑な行動

◆ たばこのごみ、空き缶などのポイ捨て（捨ててはいけないところに捨てる）

- みんなで使う場所に出したごみは、家に持って帰るか、ごみ箱に捨てましょう。
ポイ捨てはやめましょう。
- ごみが捨てられないように、地域を掃除しましょう。



◆ 歩きながらたばこを吸う

- やけどを防ぐために、歩いているときや、自転車に乗っているときに、たばこを吸うのはやめましょう。
- 灰皿があるところで、たばこを吸ってください。



◆ 落書き（書いてはいけないところに、文字や絵を書くこと）

- 落書きはやめましょう。
- 落書きは、犯罪です。落書きは、落書きをされた人だけではなく、落書きを見た人の気持ちも悪くします。



◆ 飼っている犬や猫のふんを外に捨てたまにする

- 犬や猫を飼っている人は、飼っている犬や猫のふんを外に捨てたまにしないでください。
散歩のときに、犬がふんをした場合は、ふんを家に持って帰りましょう。
- 猫を飼っている人は、猫を家の中で飼うようにしましょう。



◆ 体が不自由な人が車を停めるための場所を、必要がないのに使う

- 体が不自由な人が車を停めるための場所は、きまりを守って使しましょう



◆ 身体障害者用駐車場（体が不自由な人が車を停めるための場所）
車いすを使っている人や、体が不自由な人が、車に乘ったり降ったりしやすい駐車場です。
この駐車場は、広くて、出たり入ったりしやすいです。

問い合わせ

浜松市環境部環境政策課 TEL：053－453－6149

犬猫の飼い主の方へ

犬や猫を飼う人は、守らなければいけないことがあります。

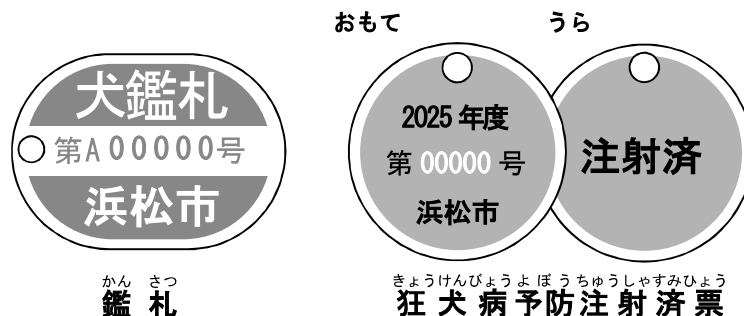
- 最後まで飼う
犬や猫を飼う人は、その命が終わるまで世話をしてください。
犬や猫は 10 年以上生きます。お金もかかります。
よく考えてから飼い始めましょう。

- 犬の登録と狂犬病の予防注射
犬を飼ったら、浜松市に登録をしてください。

登録ができる施設

市の施設	動物愛護教育センター	(053-487-1616)
	保健所浜北支所	(053-585-1398)
	保健所保健総務課	(053-453-6111)
	東行政センター	(053-424-0164)
	西行政センター	(053-597-1117)
	南行政センター	(053-425-1382)
	北行政センター	(053-523-3120)
	天竜区役所まちづくり推進課	(053-922-0033)
	春野支所	(053-983-0001)
	佐久間支所	(053-966-0002)
	水窪支所	(053-982-0002)
	龍山支所	(053-966-2113)
	一部の動物病院で登録ができます。	
	動物病院に聞いてください。	

- 犬に、毎年 1 回、狂犬病の予防注射をしてください。予防注射は動物病院でできます。
- 登録や注射をしたときに受け取った、鑑札と注射済票を、犬の首輪に付けてください。



- 犬はリードでつなぐ、猫は家の中で飼う
散歩のときや庭にいるときは、犬はリードでつないでください。
猫は、常に家の中で飼いましょう。

- 周りの人の迷惑にならない
鳴き声やふんのおいなどで、周りの人に迷惑をかけないようにしてください。
あなたの犬が、散歩のときに出したふんは、持ち帰ってください。
あなたの犬が、周りの人や犬を咬んだときは、動物愛護教育センター（TEL：053-487-1616）に電話してください。

- 犬猫が逃げたときは
飼っている犬猫が逃げたときは、動物愛護教育センター（TEL：053-487-1616）に電話してください。

犬猫についての問い合わせ先
浜松市健康福祉部保健所動物愛護教育センター
TEL：053-487-1616

ごみの出し方

ごみは種類ごとに分けてください。ごみを出す日と ごみを出す場所は 決まっています。ルールを守って ごみを出してください。

- わからないことは、通訳に 聞いてください。
連絡ごみ受付センターに 電話してください。(TEL: 053-453-2288)
英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語の通訳が います。

■ ごみの分け方

- ・ 別のチラシの「ごみ・資源物の正しい出し方」を 見てください。
- ・ インターネットの「家庭ごみの出し方」のページを 見てください。

カナルハママツ ごみ 検索

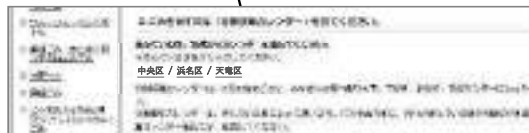


ごみ・資源物の正しい出し方

■ ごみを出す日

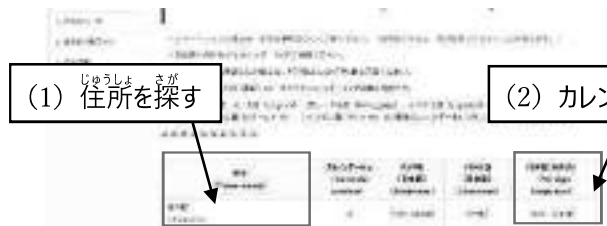
- ・ ごみの種類によって、ごみを出す日が 決まっています。
- ・ インターネットで、自分の住所のカレンダーを 探してください。
カレンダーに書いてある ごみの種類の日に 出してください。

- ① インターネットを見て、自分の住所の「区」を 選んでください。



日本語のカレンダー

- ② 自分の住所の カレンダーを 見てください。



(1) 住所を探す

(2) カレンダーを見る



ポルトガル語のカレンダー

■ ごみを出す場所

- ・ 住んでいるところで ごみを出す場所が 決まっています。
- ・ ごみを出す場所は、近所の人や 集合住宅の管理をしている人に 聞いてください。



ごみについての問い合わせ先
浜松市環境部一般廃棄物対策課
TEL: 053-453-0011

ごみを減らすことやリサイクルに協力してください

もえるごみなどの分別方法は、別のチラシの「ごみ・資源物の正しい出し方」やHPを見てください。

■ ごみの減らし方

インターネットの「ごみ減量ガイドブック」のページを見てください。

はままつし 浜松市	げんりょう ごみ減量ガイドブック	けんさく 検索
--------------	---------------------	------------



■ 古い紙・雑がみを集める

- 再び使うことができる紙を「雑がみ」といいます。（新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外）
 - 新聞・雑誌・段ボール・紙パックや、雑がみは、下書いてある方法や場所に出してください。
 - 1 資源物をみんなで集める団体（自治会や子供会、学校のPTAなど）
 - 2 市が集めているところ（区役所・協働センターなど）
 - 3 民間が集めているところ（お店や空いている場所で、集めているところ）
- ※集めるところによっては、集めていない物もあります。注意してください。

どんなものが雑がみなのか？

ふうとう 封筒	ティッシュ箱 紙箱	かみばこ 紙箱	トイレトペーパー の芯	パンフレット はがき	かみぶくろ 紙袋
			あぶらなどで汚れた紙、においがついた紙、カーボン紙や 感熱紙（転写紙）、細かく切られた紙、水をはじく紙などは 「もえるごみ」として出してください。		

雑がみを分けて捨てれば、もえるごみの量・重さが減って、ごみを出すときに楽になります！

■ 使ったあとのてんぷら油を集めています

家で使った植物油系食用油（植物から作られていて、食べられる油）を、市の施設で集めています。
てんぷらのかすなどを取って、入れ物やペットボトルに入れて、集めているところまで持って来てください。
※油を持ってくるときに使った入れ物は、持ち帰ってください。

集めている油：（家で使ったもの）

なたね油、コーン油、ごま油、米油、大豆油、ひまわり油、オリーブオイル
（食べられる期限が過ぎている油や、使っていない油も集めています）

※動物から作られた油、石油から作られた油、燃料、薬で固めた油は集めていません。



■ 小型家電を集めています

家にある小さな家電をリサイクルするために、市の施設で小型家電を集めています。
集める箱が、市の施設に置いてあります。

集めているもの：

携帯電話、パソコン、タブレット端末、HDDレコーダー、BDレコーダー／プレーヤー、
ビデオテープレコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、ゲーム機、電話など

大きさが、縦15センチより小さい、横60センチより小さい、奥行き30センチより小さいもの

集めているところ：

区役所・協働センター・市民サービスセンター・ふれあいセンターなど55施設



ごみを分けて捨てることに、協力してください！

決まったところ以外で、ごみを出すことは犯罪です！

リサイクルについての問い合わせ先
浜松市環境部一般廃棄物対策課
TEL：053-453-6192

住民税について

■ 個人住民税とは

日本には、個人の所得（働いてもらうお金）にかかる税金が2種類あります。
 所得税（国税）と個人住民税（地方税）です。日本に住んでいる人は、両方の税金を払います。
 このうち、市に支払う税金は、個人住民税（地方税）です。
 個人住民税（地方税）は、市民税と県民税があります。
 市が市民税と県民税の両方を集めています。

■ 浜松市に個人住民税を払う人

その年の1月1日のとき、浜松市内に住んでいる人が払います。
 前の年（1月から12月までの1年間）の所得の状況に対して、税金がかかります。

今年の1月1日に、浜松市内に住んでいた人は、浜松市に個人住民税を払う必要があります。
 （1月2日よりあとに、浜松市から別のまちに引っ越した人や、外国に引っ越した人も同じです）
 外国に引っ越すときは、税金を払う必要があります。

自分の代わりに、税金を払う手続きをする制度（納税管理人制度）もあります。
 外国に引っ越すときには、市民税課に連絡してください。

■ 個人住民税の計算のやり方

個人住民税には、所得割（※1）と均等割（※2）があります。
 両方の合計が、1年分の税金の金額になります。

（※1）所得割 … 前の年の所得をもとに、計算した税金の金額

課税所得金額	
前年中の所得金額－所得控除額	

×

税率	
市民税	8%
県民税	2%

－

税額
控除額

＝

所得割

（※2）均等割 … 前の年に、決められた金額よりも、もっと多くの所得がある人にかかる金額
 令和5年度までと令和6年度からの変更について

区分	令和5年度まで		令和6年度から
市民税	3,500円	➡	3,000円
県民税	1,900円		1,400円
森林環境税	—		1,000円
計	5,400円		5,400円

※森林環境税（国税）は令和6年度から個人住民税の均等割とあわせて支払う税金です。

■ 払うときと、払う方法

特別徴収 …… 給与から、税金の金額を先に引いて集める。

(6月から、次の年の5月までの12回に分ける)

★会社などの働いているところから、給与をもらっている人(サラリーマン)は、ほとんどが特別徴収です。

普通徴収 …… 浜松市から届く紙(納税通知書)で払う。

1年に4回に分けて払う。

(払う期限は、6月30日、8月31日、10月31日、1月31日)

※土曜日、日曜日、休日の場合は、その次の日が払う期限

■ 課税証明書や納税証明書について

★在留期間を更新する(伸ばす)ときなどに、個人住民税の課税(又は非課税)証明書・納税証明書が必要です。

個人住民税は、決まった日までに必ず払ってください。

税金のかかる内容が変わる(申告を行っていない人や収入の内容・扶養人数が変わった人など)ときは、証明書をお渡しするのに数日かかることがあります。

問い合わせ先

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎2階

浜松市役所 市民税課

TEL: 053-457-2145

軽自動車税について

- 4月1日に、原付バイクや軽自動車を持っている人は、軽自動車税（種別割）を払う必要があります。
- 毎年5月中旬に、払うための紙（納税通知書）が市から届きます。
市が決めた金融機関（銀行、信用金庫、郵便局）、コンビニエンスストアなどで、払う期限までに払ってください。
払う期限は、5月31日です。
5月31日が土曜日や日曜日の場合は、次の月曜日です。
- 心や体に障がいがある人などは、税金を払わなくてもいい制度があります。
軽自動車税（種別割）の払う期限の7日前までに手続きをする必要があります。
市役所の市民税課に相談してください。

よくある質問

❓ 原付バイクや、軽自動車を捨てました。しかし、払うための紙（納税通知書）が、市役所から届きました。なぜですか？

→ 4月1日に、原付バイクや軽自動車を持っていた人は、軽自動車税（種別割）を払う必要があります。4月2日よりあとに、原付バイクや軽自動車を捨てても、1年分の税金を払う必要があります。

❓ 原付バイクや軽自動車を捨てたいです。どうしたらいいですか？

→ 捨てるための手続きをしてください。表の、「手続きをするところ」を見てください。
手続きをする前に、必要なものや、受付しているところ・時間を確認してください。
原付バイクや軽自動車を捨てるときは、バイクや自動車を売っているところや、ごみを捨てる会社などで、正しく捨ててください。

❓ 原付バイクや軽自動車を、ほかの人にあげたいです。どうしたらいいですか？

→ 浜松市に住んでいる人に、0.125L以下の原付バイクをあげる場合、今持っている人と、もらう人の印鑑と、標識交付証明書（ナンバープレートをもったときの紙）が必要です。
→ 原付バイク以外の乗り物をあげる場合は、表の「手続きをするところ」を見てください。手続きをする前に、必要なものや、受付しているところ・時間を確認してください。

の もの しゅるい 乗り物の種類			ぜいきん 税金の きんがく 金額	てつづ 手続きをするところ			
げんどうきつき 原動機付 自転車	0.05L以下 (特定小型を含む)		2,000円	・元目分庁舎 1 階市民税課の軽自動車税グループ ・浜名区役所の区民生活課			
	0.05L超～0.09L		2,000円	・天竜区役所・北行政センターの資産税課グループ			
	0.09L超～0.125L		2,400円	・東・西・南行政センターの証明・届出担当 ・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所			
	ミニカー		3,700円				
にりん 二輪0.125L超～0.25L			3,600円	・浜松自動車検査登録事務所 浜松市中央区流通元町11-1 電話 050-5540-2052			
けいじどうしゃ 軽自動車	※年式(自動車 が初めて 検査された年)による		しんぜいがく 新税額	きゅうぜいがく 旧税額	じゅうかぜい 重課税	・軽自動車検査協会 静岡事務所 浜松支所 浜松市中央区貴平町 563 電話 050-3816-1777	
	よんりん 四輪	じょうよう 乗用	じかよう 自家用	10,800円	7,200円		12,900円
			えいぎょうよう 営業用	6,900円	5,500円		8,200円
		かもつ 貨物	じかよう 自家用	5,000円	4,000円		6,000円
			えいぎょうよう 営業用	3,800円	3,000円		4,500円
	さんりん 三輪		3,900円	3,100円	4,600円		
	ボートトレーラ		3,600円	—	—		
こがたとくしゅ 小型特殊 自動車	のうこうよう 農耕用		2,400円	・元目分庁舎1階...市民税課			
	その他		5,900円	原動機付自転車に同じ			
こがたじどうしゃ 小型自動車	にりん 二輪0.25L超		6,000円	・浜松自動車検査登録事務所 浜松市中央区流通元町11-1 電話 050-5540-2052			

※年式によって、税金の金額が変わります。
 年式が、平成27年4月よりあとの場合は、新税額です。
 年式が、平成27年より前で、13年を過ぎていない場合は、旧税額です。
 年式が、平成27年より前で、13年を過ぎている場合は、重課税です。

問い合わせ先

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎 1 階

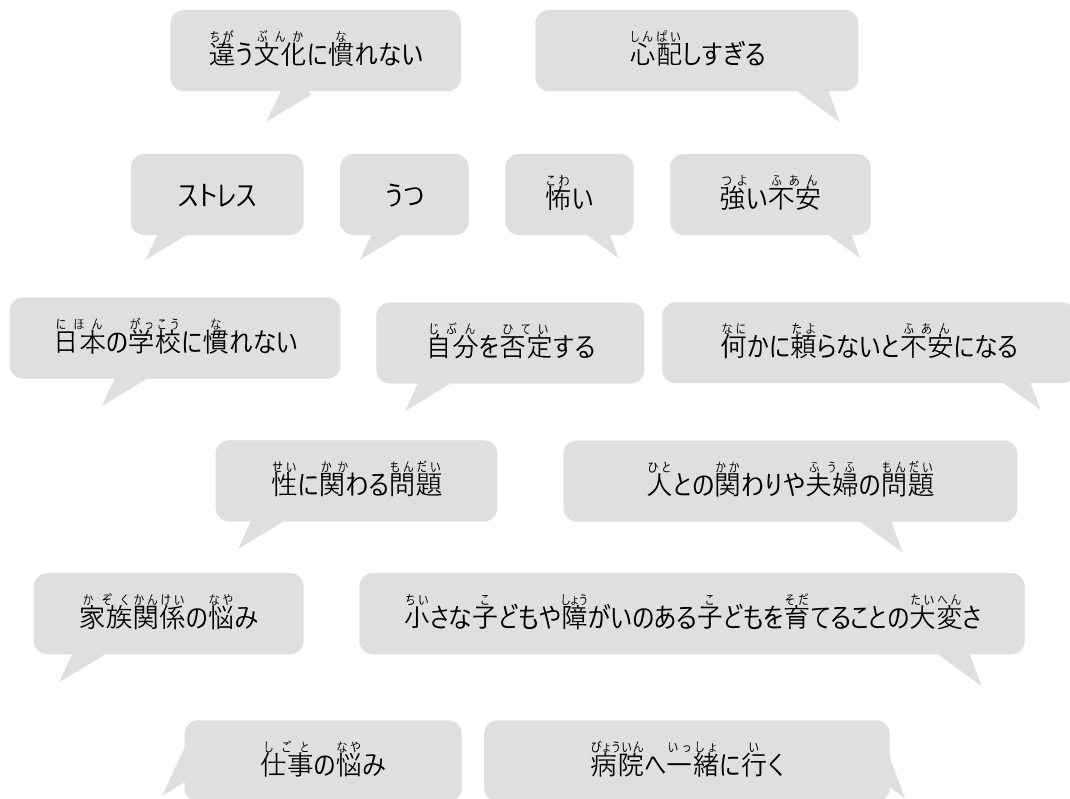
浜松市役所 市民税課 軽自動車税グループ

TEL：053-457-2077

口座振替のお知らせ

軽自動車税（種別割）を払い忘れないために、口座振替を使うのがおすすめです。
申し込む場合は、市内の金融機関（銀行など）で手続きしてください。

こころ けんこう そうだん
心の健康の相談



ブラジル人の専門家が、心の相談にのります

子どもから大人まで、誰でも相談できます。

TEL : 053-458-2310 ポルトガル語で相談できます

病院（精神科）に通訳と一緒にいきたいときは、この電話にかけてください。

TEL : 053-458-2170

浜松市多文化共生センター／浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンターは、
浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に仕事を願ひして、開いています。
公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

〒430-0916 静岡県浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松 4階

TEL : 053-458-2170 FAX : 053-458-2197

URL : <http://www.hi-hice.jp>

※メンタルヘルス相談は、HICE が、浜松市精神保健福祉センターと一緒にこな
っています。

はままつしがいこくじんこよう 浜松市外国人雇用サポートデスク

◆ 外国人雇用サポートデスクってどんなところ？

- 外国人の方が、浜松市で働くために必要なお手伝いをしているところです。
- 1年間で2,000件以上の相談を受付けています。



◆ お仕事を探すための相談ができます。

- キャリアコンサルタントの資格を持った専門家に相談できます。
- いろいろな言葉で、相談ができます。相談は無料（¥0）です。
（日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、
スペイン語、インドネシア語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、
フランス語、ロシア語）



◆ お仕事をはじめてからのサポートを行っています。

- お仕事を始めてから、困ったことがあれば、いつでも相談してください。
- 相談員が相談の内容に応じて、アドバイスやお手伝いをします。

◆ 電話やメールで相談できます。

連絡先や住所

浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4階

TEL：053-458-2170

Email：job_info@hi-hice.jp

時間：9:00～17:30

やすみ：12月29日～1月3日

クリエート浜松がやすみの日

<https://www.hi-hice.jp/ja/job/search/support-desk/>



◆ 多文化共生センターの中にあるため、生活相談も行いたい場合に便利です。

- 在留資格（ビザ）の相談や、弁護士との相談、行政書士との相談もできます。（白が決まっています）
- いろいろな言葉で、大切な情報を伝えます。いろいろな人と交流するイベントの情報も伝えます。

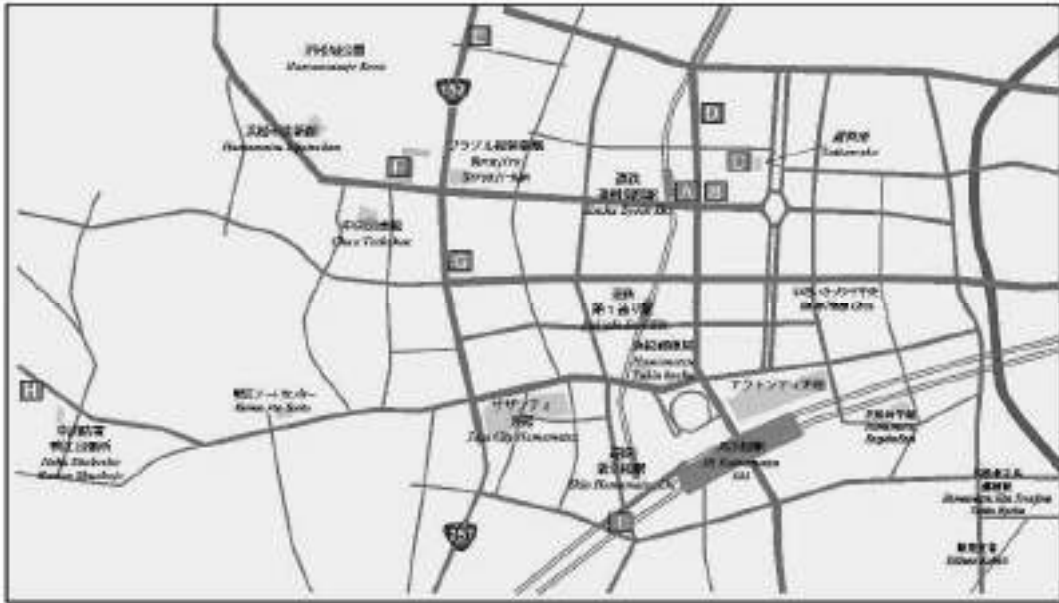
浜松市外国人雇用サポートデスクは、浜松市が（公財）浜松国際交流協会（HICE）に
仕事をお願いして、開いています。

公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE）

HICE (Hamamatsu Foundation for International Communications and Exchanges)

TEL：053-458-2170 URL：https://www.hi-hice.jp

しやくしょ ちか しせつ か ちず
市役所の近くの施設が書いてある地図



- A たぶん かきょうせい はままつてくさいこうりゅうきょうかい
多文化共生センター、浜松国際交流協会 (HICE)
- B じどうそうだんじょ
児童相談所
- C しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきぎょう はままつしゅうつちょうじょ にゅうかん はままつろうどうきじゅんかんとうきょ (ろうき)
出入国在留管理局浜松出張所 (入管)、浜松労働基準監督署 (労基)
- D はままつしきょういくいんかい
浜松市教育委員会
- E はままつしげんちくぶんちようしゃ
浜松市元目分庁舎
- F はままつしやくしよほんちようしゃ ちゅうおうくやくしよ
浜松市役所本庁舎、中央区役所
- G せいかつじりつしえん
生活自立支援センター つながり
- H ほけんじょ
保健所
- I ぐらしのセンター

はっこう はままつしこくさいか
発行 浜松市国際課

緊急時の対応



警察（事件・事故）

110番

救急車（けが・病気）

119番

災害が起きたときは、「緊急避難場所（急いで逃げるところ）」に逃げてください。
緊急避難場所は、台風・地震・津波などの災害の種類によって、決められています。



地域の緊急避難場所は、「カナル・ハママツ」で確認できます。

■ NTT災害用伝言ダイヤルの使い方

災害が起きたとき（震度 6 以上の大きな地震）は、NTT の「災害用伝言ダイヤル」が使えます。

◆ 使い方

- 伝えたいことを記録する
171 + 1 + 053 - □□□ - □□□□（自分の家の電話番号）を押す。伝えたいことを話す。
- 記録された言葉を聞く
171 + 2 + 053 - □□□ - □□□□（自分の家の電話番号）を押す。記録された言葉を聞く。

■ 防災ホットとメール

避難に関する情報など緊急情報などのメールが届く仕組みです。



■ 浜松国際交流協会（HICE）Facebook

多文化共生に関するイベント等の情報を伝えています。
大きな災害が起こったとき、いろいろな言葉で情報を伝えています。



れんらくさき
連絡先

市役所・区役所・行政センター	住所	TEL
市役所 (Shiyakusho) 中央区役所 (Chuo Kuyakusho)	中央区元城町103-2 (Chuo-ku Motoshiro-cho 103-2)	457-2111
東行政センター (Higashi Gyōsei Sentā)	中央区流通元町20-3 (Chuo-ku Ryutsumoto-machi 20-3)	424-0111
西行政センター (Nishi Gyōsei Sentā)	中央区雄踏1-31-1 (Chuo-ku Yuto 1-31-1)	597-1111
南行政センター (Minami Gyōsei Sentā)	中央区江之島町600-1 (Chuo-ku Enoshima-cho 600-1)	425-1111
北行政センター (Kita Gyōsei Sentā)	浜名区細江町気賀305 (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305)	523-1111
浜名区役所 (Hamana Kuyakusyo)	浜名区貴布祢3000 (Hamana-ku Kibune 3000)	587-3111
天竜区役所 (Tenryu Kuyakusyo)	天竜区二俣町二俣481 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 481)	926-1111

※空いている時間 8:30 から 17:15 まで

※空いていない日：土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

相談窓口	内容	TEL
多文化共生センター (浜松国際交流協会：HICE)	生活の相談	458-2170
浜松市教育委員会 教育支援課	外国人の子どもの教育相談	457-2429
ハローワーク浜松外国人職業相談窓口	仕事の相談、仕事の紹介、 仕事を見つける手伝い	457-5157
浜松労働基準監督署	労働問題に関する相談	456-8148
浜松市くらしのセンター	消費生活相談	457-2205
D V 相談専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	412-0360
法テラス浜松	法律の相談	050-3383-5410

種類	施設名等	住所	Tel.
病院	【救急】夜間救急室	中央区伝馬町311-2 浜松市医師会館1F (Chuo-ku Tenma-cho 311-2, Hamamatsu-shi Ishi Kaikan 1F)	455-0099
	【救急】天竜休日救急診療所	天竜区二俣町二俣530-18 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 530-18)	922-0075
	【救急】歯の健康センター 休日救急歯科診療	中央区鴨江2-11-2 (Chuo-ku Kamoe 2-11-2)	453-6129
	浜松医療センター	中央区富塚町328 (Chuo-ku Tomitsuka-cho 328)	453-7111
	浜松赤十字病院	浜名区小林1088-1 (Hamana-ku Kobayashi 1088-1)	401-1111
	遠州病院	中央区中央1-1-1 (Chuo-ku Chuo 1-1-1)	453-1111
	聖隷浜松病院	中央区住吉2-12-12 (Chuo-ku Sumiyoshi 2-12-12)	474-2222
	聖隷三方原病院	中央区三方原町3453 (Chuo-ku Mikatahara-cho 3453)	439-1300
	浜松医科大学附属病院	中央区半田山1-20-1 (Chuo-ku Handayama 1-20-1)	435-2111
	浜松労災病院	中央区将監町25 (Chuo-ku Shogen-cho 25)	462-1211

けいさつ 警察	はままつちゅうおうけいさつしよ 浜松中央警察署	ちゅうおうく すみよし 中央区住吉5-28-1 (Chuo-ku Sumiyoshi 5-28-1)	475-0110
	はままつひがしけいさつしよ 浜松東警察署	ちゅうおうく あいおいちよう 中央区相生町14-10 (Chuo-ku Aioi-cho 14-10)	460-0110
	はままつにしけいさつしよ 浜松西警察署	ちゅうおうく おおひとみちよう 中央区大人見町3452-1 (Chuo-ku Ohitomi-cho 3452-1)	484-0110
	はまきたけいさつしよ 浜北警察署	はまなく こまつ 浜名区小松3218 (Hamana-ku Komatsu 3218)	585-0110
	ほそえけいさつしよ 細江警察署	はまなく ほそえちようきが 浜名区細江町気賀4640 (Hamana-ku Hoshoe-cho Kiga 4640)	522-0110
	てんりゅうけいさつしよ 天竜警察署	てんりゅうく ふたまたまちあくら 天竜区二俣町阿蔵8-3 (Tenryu-ku Futamata-cho Akura 8-3)	926-0110
	せいぶうんでんめんきょ 西部運転免許センター	はまなく こまつ 浜名区小松3220 (Hamana-ku Komatsu 3220)	587-2000

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	しよざいち 所在地	TEL	
			♥ 妊娠・出産・子育ての相談 （にんしん しゅっさん こそだの そうだん）	◆ 市からもらうお金・家庭の悩みの相談 （かみ けいごの そうだん）
にんしん 妊娠・出産・子育て 子ども	ちゅうおう かてい 中央子ども家庭センター	ちゅうおうくもとしろちよう ちゅうおうくやくしよ 中央区元城町103-2 中央区役所 (Chuo-ku Motoshiro-cho 103-2 Chuo Kuyakusho)	457-2835	457-2300
	ひがし かてい 東子ども家庭センター	ちゅうおうくりゅうつうもとまち ひがしぎようせい 中央区流通元町20-3 東行政センター (Chuo-ku Ryutsumoto-machi 20-3 Higashi Gyōsei Sentā)	424-0122	424-0121
	にし かてい 西子ども家庭センター	ちゅうおうくゆうとう にしぎようせい 中央区雄踏1-31-1 西行政センター (Chuo-ku Yuto 1-31-1 Nishi Gyōsei Sentā)	597-1174	597-1157
	みなみ かてい 南子ども家庭センター	ちゅうおうくえのしまちよう みなみぎようせい 中央区江之島町600-1 南行政センター (Chuo-ku Enoshima-cho 600-1 Minami Gyōsei Sentā)	425-1710	425-1564
	はまな かてい 浜名子ども家庭センター	はまなくきぶね はまなくやくしよ 浜名区貴布祢3000 浜名区役所 (Hamana-ku Kibune 3000 Hamana Kuyakusho)	585-1120	585-1677

きた 北こども家庭セ ンター	はまなくほそえちよう き が ♥浜名区細江町気賀305 細江健康センタ ー (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305 Hosoe Kenkou Sentā) ◆はまなくほそえちよう き が 北行政センター (Hamana-ku Hosoe-cho Kiga 305 Kita Gyōsei Sentā)	523-1956	523-2893
てんりゅう 天竜こども家庭 センター	てんりゅうく ふたまた ちよう ふたまた ♥天竜区二俣町二俣530-18 天竜保健 福祉センター (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 530-18 Tenryu Hoken Fukushi Sentā) ◆てんりゅうく ふたまた ちよう ふたまた 天竜区役所 (Tenryu-ku Futamata-cho Futamata 481 Tenryu Kuyakusyo)	925-3155	922-0173

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	じゅうしょ 住所	TEL
がっこう 学校	きょういく いん か いきょういく し えん か 教育委員会教育支援課 （市立小中学校入学手続 しりつしょうがっこうにゅうがくてつづ き）	ちゅうおう く ちゅうおう 中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス棟 7F (Chuo-ku Chuo 1-2-1, E-Stage Hamamatsu Office Tower 7F)	457-2429
	エスコラ・アレグリア・デ・サバ ール・浜松	ちゅうおう く はんだやま 中央区半田山2-24-3 (Chuo-ku Handayama 2-24-3)	540-2022
	エスコラ・アウカンセ	ちゅうおう く とみつかちよう 中央区富塚町3002-3 (Chuo-ku Tomitsuka-cho 3002-3)	543-6280
	ムンド・デ・アレグリア学校	ちゅうおう く ゆうとうちよう うぶみ 中央区雄踏町宇布見9611-1 (Chuo-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1)	482-7666
	ラピス・デ・コル	ちゅうおうく いしはらちよう 中央区石原町611	080-4222-2057
ごみ	れんらく うけつけ 連絡ごみ受付センター	—	453-2288
ぜいしん 税金	はままつしげんちくぶんちようしや 浜松市元目分庁舎 （市税）	ちゅうおう く げんちくちよう 中央区元目町120-1 (Chuo-ku Genmoku-cho 120-1)	457-2141
	はままつしがしぜいむしよ 浜松東税務署	ちゅうおう く すなやまちよう 中央区砂山町1183 (Chuo-ku Sunayama-cho 1183)	458-1111
	はままつしげいむしよ 浜松西税務署	ちゅうおう く ちゅうおう はままつごうどうちようしや 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎 (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha)	555-7111

ろうどう 労働	はままつ ハローワーク浜松 がいこくじんしよくぎやうそだんまどぐち 外国人職業相談窓口	ちゅうおうく あさだちやう 中央区浅田町50-2 (Chuo-ku Asada-cho 50-2)	457-5157
	はままつろうどうきじゆんかんとかくしよ 浜松労働基準監督署	ちゅうおうく ちゅうおう はままつごうどうちやうしや 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 8F)	456-8148
ほけんふくし 保健福祉	はままつしほけんじよ 浜松市保健所	ちゅうおうく かも え 中央区鴨江2-11-2 (Chuo-ku Kamoe 2-11-1)	453-6111
	はままつしじどうそだんじよ 浜松市児童相談所	ちゅうおうく ちゅうおう 中央区中央1-12-1 4F (Chuo-ku Chuo 1-12-1, 4F)	457-2703
	はったつそだんしえん 発達相談支援センター (ルピロ)	ちゅうおうく か し まち 中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 ちゅうおうかん 中央館5F (Chuo-ku Kaji-machi 100-1, Zaza City Hamamatsu Chuo-kan 5F)	459-2721

ぶんや 分野	しせつめいなど 施設名等	じゅうしょ 住所	TEL
た その他	な ご や しゆつにゆうこく 名古屋出入国 ざいりゆうかんりきよくはままつしゆちやうじよ 在留管理局浜松出張所	ちゅうおうく ちゅうおう はままつごうどうちやうしや 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎1F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 1F)	458-6496
	しずおかちほうほうむきよく 静岡地方方法務局 はままつしきよく 浜松支局	ちゅうおうく ちゅうおう はままつごうどうちやうしや 中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎 (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha)	454-1396
	はままつひがしねんきんじむしよ 浜松東年金事務所	ちゅうおうく てんりゆうがわちやう 中央区天龍川町188 (Chuo-ku Tenryugawa-cho 188)	421-0192
	はままつにしねんきんじむしよ 浜松西年金事務所	ちゅうおうく たかまち 中央区高町302-1 (Chuo-ku Taka-machi 302-1)	456-8511
	しずおかけんじゆうたくきやうきやうこうしや 静岡県住宅供給公社 せいふししよ 西部支所	ちゅうおうく ちゅうおう しずおかけんはままつごうどうちやうしや 中央区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎 9F (Chuo-ku Chuo 1-12-4, Hamamatsu Godo-chosha 9F)	455-0025
	はままつし 浜松市 たぶんかきやうせい 多文化共生センター	ちゅうおうく はやうまちやう はままつ 中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4F (Chuo-ku Hayauma-cho 2-1, CREATE Hamamatsu 4F)	458-2170
	はままつしがいこくじんがくしゆうしえん 浜松市外国人学習支援 センター (U-ToC)	ちゅうおうく ゆうとうちやうう ぶ み 中央区雄踏町宇布見9611-1 (Chuo-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1)	592-1117

雄踏 民生委員、児童委員各位

雄踏地区民生委員、児童委員協議会

令和7年度 グラウンドゴルフ開催案内

令和7年度グラウンドゴルフの開催日程を案内します。ソーシャルインクルーホーム雄踏の参加もありますので、皆さんの積極的な参加をお願いいたします。

目 的

障がい者と民生委員でグラウンドゴルフを楽しみ、いつでも障がい者が気軽に参加できる環境をつくる。

開催日		時間
●	4月18日（金）	9時～ 2時間程度
●	5月23日（金）	
●	6月20日（金）	
	7月 休み	
	8月 休み	
●	9月19日（金）	
●	10月24日（金）	
●	11月21日（金）	
	12月 休み	
	1月 休み	
	2月 休み	
	3月 休み	



開催場所：雄踏グラウンド B面（西側）

会場準備：障がい福祉部会メンバー

- * 飲み物は準備しておきます
- * 雨天の場合は中止とします
- * 体調不良の場合は休んでください
- * 運動できる服装、靴、帽子で参加ください



防災マップの作成／ 地域への情報発信

みんなて協力しながら、分りやすく
て使いやすい、学や地域の防災
マップを作りましょう。

◎学区や地域内の避難場所や公民館、
病院、食料品店、消防施設、危険箇所
などをあらかじめ調べておきましょう。

◎作った防災マップは地域のの人に知ら
せ、活用しましょう。



掛川市立原野会中学校が作成した「わたしたちの防災マップ」

防災活動に関する話し合い／防災活動への主体的な参加

「総合的な学習の時間」や「学級活動」などにDIG
を実施し、災害が発生した場合に、地域で危険と
なる場所、地域の安全に役立つこと、地域で必要
な訓練などについて話し合います。

◎地域防災指導員や消防団員などから防災対策につい
て話を聞き、自分たちができることを考えてみましょう。

◎学校や地域で行われる訓練に目的を持って参加し、
いろいろな防災活動を実体験してみましょう。



「地域防災人材バンク名簿」をご活用ください。

防災講演会の講師、防災訓練のアドバイザーなどを紹介しています。名簿は、静岡県地震防災センターのホームページで公開しています。
地域防災人材バンク 検索 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/shiraberu/higai/jinzaibanku/>

DIC や防災に関する情報収集には、次のインターネットホームページが便利です。

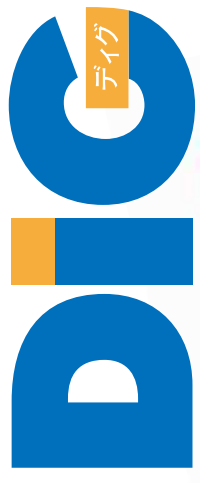
県危機管理部		http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/
県地震防災センター	...	http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes
内閣府		http://www.pref.bousai.go.jp/
気象庁		http://www.jma.go.jp/jma/



本冊子の内容に関する問い合わせ先

静岡県危機管理部危機情報課
静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL 054(221)3366 メールアドレス boujou@pref.shizuoka.lg.jp
協力/静岡県教育委員会

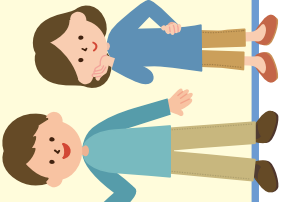
災害図上訓練



災害図上訓練 DIG とは？

- ◎ 大きな地図を囲みながら、参加者全員で地域の防災対策などを考える訓練のことです
- ◎ 難しいルールがなく準備も簡単のため、取り組みやすく、経費もあまりかかりません。
- ◎ 地図への書き込みを工夫することにより、オリジナルの防災マップが出来上がります。
- ◎ 話し合いが進むにつれて、日ごろ気づかなかった「地域の災害に対する強さ・弱さ」が明らかになります。
- ◎ DIGを繰り返すことにより、参加者の防災意識が一層高まります。

Disaster (災害) Imagination (想像) Game (ゲーム)
の3つの頭文字を取って、



DIC (ディグ)と名づけられました。
英語の動詞"dig"には、「掘り起こす、探求する、理解する」といった意味があります。"DIG (ディグ)"という名称には、「防災意識を掘り起こそう」「地域を探求しよう」「災害を理解しよう」といった、この訓練のねらいが込められています。

準備するものは？

地図

- テーマや参加者などに応じて、使用する地図の範囲と縮尺を考えます。

★例えば小学校や中学校の学区を想定してDIGを行う場合、縮尺が1/1,500～1/5,000の地図がよく使われています。

- 実際の地図を見て、使いやすいかなどを確認してから購入しましょう。いろいろな情報を書き込むため、多色刷りの地図は避けた方がよいでしょう。

- DIGは参加者全員が地図を囲みながら行うため、1m～2m四方くらいの大さきの地図を用意すると効果的です。

透明シート

- ホームセンター、梱包用品店、園芸用品店などで購入できます。

- 地図の上に透明シートを重ね、このシート上に情報を書き込みます。そうすれば、何回でも地図が使え、書き込む内容に応じてシートを替えることにより、情報の分類ができます。

- 元の地図に書き込まれている情報が分かるように、**薄手のシートを用意しましょう。**



文房具類

セロハンテープ、ハサミ、カッター、定規

8～12色油性ペン、ドットシール（大小多数）、付箋、色押しペン、紙粘土など

ペンジン、ティッシュペーパー など

名札、模造紙、白紙 など

話し合いを深めるための資料

※ テーマや参加者などに応じて用意

- 防災倉庫や公民館、消火設備、通信設備（行政無線や公衆電話）などの設置場所
- 避難地や避難所、救護所などの設置場所
- 学校や幼稚園、保育園、病院、診療所などの場所
- 地域で予想される被害状況（被害想定結果やハザードマップ）
- 工場やガソリンスタンドなどの場所
- 昔の地図 など

★県危機管理課や市町のホームページ、地域防災計画などを調べ、できる限り現実的なものを用意しましょう。

DIGを実施して「人を知り、地域を知り、災害を知ろう！」

ここでは、標準的なDIGの流れを説明します。テーマや参加者などに応じて、取り扱う内容や順序、実施形態などを工夫してください。

DIGを始める前に

- ◎ 参加者数や地図の大きさ・縮尺などに応じて、参加者のグループ分けを行います。1グループ5名～10名が適当です。

- ◎ 企画・運営スタッフの中から**進行係（司会者）**を決めておきます。グループで行う作業や話し合いを支援する**補助係**を配置すると効果的です。

DIGの流れ

全体所要時間
約2時間～3時間

★ 〇 内は各項目の所要時間の目安です。

DIGの概要説明と 参加者の立場の明確化

10分

「どのような災害を想定するのか」。

「参加者がどのような立場でDIGに取り組むのか」など、これから実施するDIGのねらいについて共通理解を図ります。

防災情報の提供

20分

テーマや参加者などに応じて防災に関する情報提供を行います。

雰囲気づくり

10分

進行にあたっての留意事項を伝えるとともに、参加者の自己紹介などにより、話しやすい雰囲気づくりに努めます。

- ◎ グループごとにリーダーと記録係を決めてもらいます。
- ◎ DIGの実施に当たり、特別なルールはありませんが、参加者に対して次のことに留意するよう伝えましょう。
 - 作業はグループ全員で分担、協力して行いましょう。
 - 個人のプライバシーに関することは扱いません。
 - 進行係の指示には必ず従いましょう。

- ◎ 災害の様子を伝えるビデオの放映、防災活動体験者による講演などが考えられます。

- ◎ 自分たちの地域で発生した災害の歴史や昔の土地利用などについての情報も効果的です。地域の人材を積極的に活用しましょう。

- ◎ 県地震防災センターでは、地震の模擬体験などができるほか、防災関係資料・ビデオなどの貸出を行っています。また、静岡県が発行している防災関係資料は、同センターホームページに掲載されています。

次のページへ
つづく

地図への書き込み

30~90分

用意した地図の上に透明シートを重ねます。
次に、シートの上から、油性ペンや
ドットシールなどを使って、
様々な防災関係情報を
書き込みます。

書き込み用の地図を準備しよう

- ◎用意した地図をテーブルの上などに固定し、その上に透明シートを重ねて固定します。
- ◎ペニヤ板などを敷いて地図やシートを固定すると、より安定します。

地域を知るための基本地図を作成しよう

- ◎次の情報を書き込みます。
- 海、河川、湖沼などとの境界線（地域の自然条件を知る）……油性ペン
- 主要な道路、鉄道など（避難路や緊急輸送路、地域の社会条件を知る）……油性ペン
- 公園などの緑地（緩衝帯や最寄の安全エリアを知る）……油性ペン
- 役場、公民館、消防署、警察署、病院……ドットシール
- 避難地、避難所、防災倉庫、救護所、消防水利、資機材置き場、……ドットシール
- 商店（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品店など）……ドットシール
- 地帯の防災リーダー、防災関係者などの……ドットシール
- 人材情報（地域の人を知る）……ドットシール

★書き込む内容は、使用する地図の縮尺やテーマなどにより決定します。

留意事項

- ◎使用する色は自由ですが、一定のルールがあると効率的です（色分けの例参照）。
- ◎面積のある部分は周囲を囲み、斜線などで網掛けをします。
- ◎ドットシールは、シールの色と大きさの大小を組み合わせ使います。

★ドットシールに文字や記号を書き込んで情報を分類する方法（薬：薬局、電：公衆電話など）、ドットシールを★や■の形に切って使う方法などもあります。
★紙粘土や付箋紙、旗、カラーピンを使うと立体的な表現ができます。

色分けの例（凡例：油性ペン、ドットシール）

海、河川、湖沼、屋外プール	青	役場、公民館、消防署、警察署	黄（大）
鉄道	黒	防災倉庫、資機材置き場	黄（小）
主要な道路（国道など）	茶	津波避難施設	緑（大）に白（小）を貼る
主要な道路（通学路など）	薄茶	避難所となる施設	緑（大）
避難地	緑で網掛け	寺院	緑（小）
公園、グラウンド	緑	防火水槽	青（大）
空き地、田畑	薄緑	街頭消火器	青（小）
災害により使用できない恐れのある道路、橋	黒で×印	ガソリンスタンド	白（大）にGSの文字記入
津波の危険予想地域（想定浸水域）	薄青で網掛け	病院、救護所	白（大）に十字マーク記入
山・かけ崩れの危険予想地域	オレンジで網掛け	薬局	白（大）に薬の文字を記入
孤立が予想される地域	黄で網掛け	食料品店	白（大）に食の文字を記入
延焼火災の危険予想地域	赤で網掛け	被害を受ける恐れのある建物等	赤（大）
液状化が予想される地域	ピンクで網掛け	危険が予想される場所・施設	ピンク（大）

災害発生時の状況を認識するための地図を作成しよう

透明シートを張り替える（さらに重ねる）と情報の分類ができます。

- ◎災害時の状況をイメージしながら、次の情報を書き込みます。

- 被害を受ける恐れのある地域
- 災害により使用できない恐れのある道路や橋
- 危険が予想される場所（危険物を取り扱う施設などを含む）

★ガソリンスタンドは危険物を扱いますが、阪神・淡路大震災では高い安全性が実証されました。

- その他、地域の特性に応じて必要と思われる情報

地域で予想される被害を知るための地図を作成しよう

透明シートを張り替える（さらに重ねる）と情報の分類ができます。

- ◎事前に用意した被害想定や市町のハザードマップなどの情報を書き込みます。

★静岡県第4次地震被害想定に基づいた情報には、推定震度、推定危険度（津波、液状化、人的・物的被害想定）などがあります。

次のページへ
つづく

静岡県のホームページにある「静岡県総合基礎GIS」では、推定震度分布と想定津波浸水域・浸水深が閲覧できます。

グループ討論

30分

作成した地図を見ながらテーマに応じた意見交換を行います。
参加者自らが課題を認識し、自然に議論が深まっていくのが理想ですが、具体的な課題を提示し、その解決策などを考えてみるのもよいでしょう。

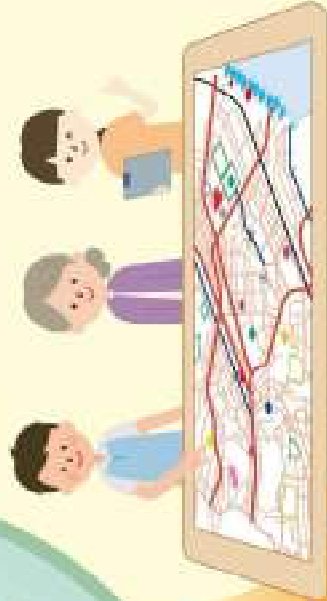


「防災」の視点でまち歩きをしよう!

① DIGを実施したら、その際に作成した防災マップ(地図)を活用して、実際に、防災の視点で自分の地域・街を歩いてみましょう。危険が予測されるエリアや箇所、避難地や救護所、防災倉庫、消防施設などの場所を把握することで、地域の安全性を検証することができます。

「防災」の視点から地域を見直そう!!

① 「地域の防災関係施設、設備の配置・バランス」「災害に対する地域の強点」「地域で必要な防災対策(不足しているもの、達成しているもの、課題)」など、地域特性を通して気づいたことや感じたことを自由に話し合います。



成果発表・講評

10~30分

グループごとに、

話し合った内容について発表し、質疑応答などを行います。
発表が終了したら、進行係などが中心となり、全体の感想や参加者の取組状況、防災上の課題などを総評します。

② 防災上の課題としては、あらかじめ自分の地域の賛否意見などを確認するとともに、災害の発生が仮の場合、雨の場合、真夏・真冬の場合など、様々な状況を想定した対策を考える必要があることなどに触れておくといでしょう。

地震の訓練に活用を!! 地震がきても わが家で暮らす方法「家庭内DIG」

地震が起きた時、自宅で命を落とさない、ケガをしないためにはどうすればいいか、考えてみましょう。

～家庭内 DIGの進め方～

- STEP1 自宅の平面図を描く
- STEP2 危険な箇所を特定する
- STEP3 電気のパレーカー、ガスの元栓の位置を確認
- STEP4 屋外への避難経路の確保
- STEP5(2回目) 震災後の生活を考える



家庭内DIGの用紙がダウンロードできます。 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/kaitainadig.html>

自主防災組織災害対応訓練「イメージJEN」 イメージJENとは…

イメージJENの「JEN」の名称の由来は、Image Training Exercise of Hazardous Event、即ち災害の危険訓練・非常災害という意味ですが、与えられる課題の数が最大10問あり、このことによりJENの由来です。



ホームページでは、緊急の地域の地図が用意されていますが、参加者が指定の地域情報を把握している場合や特定の自主防災組織の役員で行う場合は、実在の地域の地図や自主防災組織名簿、防災訓練材料リストを使用して使用すると地域の課題や認識が把握でき有効です。

たとえば、こんな課題に対して、参加者で対応を考えます。10問の課題が、用意されています。

課題 (地震発生から約30分後)

風速の中心から約50km圏で3軒の家が全壊しているとの情報が入った。
住人が生き埋めになっているらしい。
自主防災組織はどう対応するのか、各家庭に考えよう。

(ヒント)

- 誰か、何人か、救助活動に向かうのか?
- 人はどのようにする?
- 人が集まったとして何をいつまで待っているのか?

イメージJENはこちらからダウンロードできます。 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/kaitainadig.html>

【令和 7 年度第 2 回中央区協議会西地域分科会】

地域課題（「町内の防災危険箇所マップ」）における情報提供

中央区・西行政センター

①	要 望	災害時に危険性のある建築物・構造物について情報提供してもらえないか。
	回 答	個人が所有する個別の建築物・構造物については、市では災害時の危険度等を把握していないことから、情報提供することができません。 その地域にお住まいの方が周辺の状況を把握し、災害が起こった場合に地域の建築物や構造物が倒壊するかどうかなど、普段の生活をおくる中で、想像することが、災害時の円滑な避難や被害の軽減につながると考えております。
②	要 望	地域の防災マップを作成するための白地図をどのように入手したらよいのか。
	回 答	地域の防災マップの作成のために、「浜松市防災マップ」を印刷してご利用いただくことが可能です。 プリンターをお持ちでない場合は、有料となりますが、販売している都市計画図をご利用いただけます